

要 請 書

札幌市長 上 田 文 雄 様

2012(平成24)年2月17日
札幌市公契約条例の制定を求める会
代 表 伊 藤 誠 一

貴職におかれましては、日々、札幌市民の福祉の増進に尽力されてといることに敬意を表します。

さて、札幌市は2月14日に開会された定例会市議会において、「札幌市公契約条例」(案)を提案し、今議会での採択を目指していると承知しております。

公契約条例は、市の発注する事業について受注者等の債務を明らかにし、労働者に一定額以上の賃金を支払うことを義務付ける等公契約に係る基本的な事項を定めることにより公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図り、それを通じて事業の品質を確保し、もって、誰もが安心して働き、暮らすことができる地域社会の実現に寄与することと事業主の健全な事業運営を可能とすることを目的として制定されるものです。それとともに、福祉的支出の減額、税収の増加等、自治体にも利益をもたらすものと会としても考えております。

私たちは、今定例会市議会において、すべての会派が一致して「札幌市公契約条例」を制定されるよう本日各派に要請してまいりました。

長引く不況や財政状況の悪化によって、全国的にも公共投資が減少し、事業者間の競争がいつそう激化することにより低価格入札(ダンピング)が多く見受けられる中、受注者及び下請業者においては人件費について削減を迫られ、その結果、賃金が低下するなどの労働環境悪化が顕著になっております。札幌市においても、労務単価(普通作業員)は、2,001年の13,100円が2,011年には10,700円となり、11年間で18%も下落しています。賃金の低下は、労働者に人たるに値する生活を維持することをできなくさせ、ワーキングプアといわれる低賃金労働

者を生み出してきました。ワーキングプアの増加は、ひいては、税の減収、福祉支出の増加など市の財政を圧迫する要因となっています。

札幌市の一般会計建設事業費は、2,001年の1,560億円から2,011年には736億4,800万円と、この間で約50%に減少し、工事登録者数も2,001年の3,197社から2,011年には2,142社に、やはり11年間で約30%減少しています。建設市場が縮小することにより、いわゆるパイの奪い合いが激化した結果、落札率の下落が生じており、2,002年の平均落札率94%が一般競争入札の拡大もあって2,009年には84.5%にまで下落したとされています。

企業や業者間の競争激化による低価格入札（ダンピング）は事業者の経営を圧迫するとともに、これと表裏である賃金の低下によって労働者の労働意欲の減退による事業の品質の劣化を招き、技能や経験を有する人材の確保や育成が困難となるおそれがあるなど、事業の継続や地域経済の健全な発展を阻害する要因となっていることは明らかです。札幌市が掲げる地域経済の健全な発展のためには入札制度の改革が急務となっています。私たちは、札幌市が、公契約条例に先立って、「最低制限価格」を引き上げる等の改革に取り組んでいることを高く評価するとともに、今後とも、政策入札や総合評価方式の導入等の入札制度の改革と最低制限価格の引き上げについて、一層の努力を求めるものです。

以上、公契約条例と入札制度の改革は、地域経済の健全な発展を促すための両輪でありいずれかが欠けてもその実現は望めないものです。

公契約条例は、公契約に係る契約当事者間の合意にもとづいて労働者の賃金を定めるものであって、すべての事業者に対して一方的に規制する最低賃金法にもとづく最低賃金とはその性格を異にするものであり、公契約に関わる全ての労働者の適正な賃金を確保することにより、重層的な下請け構造による中間搾取を排除することが可能になります。

一方事業主も「最低制限価格」の引き上げによって、労務賃金や諸経費の財源確保が促進し、事業運営の健全化がより一層進むものと考えます。

尚、「最低制限価格」決定のプロセスにおける労務費については100%確保することを強く要請いたします。

地方自治法1条の2は、住民の福祉の増進を図ることを地方自治体の責務と規定し、公共サービス基本法11条は、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるように努めるものとする。」と規定します。公契約条例は、まさに地方自治体の責務を果たす制度なのです。

公契約条例は、すでに、千葉県野田市、神奈川県川崎市、東京都多摩市、神奈川県相模原市の市議会において全会派一致で採択されています。

政令指定都市である札幌市において公契約条例が制定されるならば全国の自治体での公契約条例の制定に与える影響は大きなものがあると確信します。

「市民の地域のために働く人々が貧困であってはならない」。この言葉が全ての市民に届けられるように、更なるご尽力をお願いいたします。

札幌市公契約条例の制定を求める会

反貧困ネット北海道

代 表 山 口 二 郎

特定非営利活動法人建設政策研究所

理 事 長 松 丸 和 夫

日本労働弁護団北海道ブロック

代 表 伊 藤 誠 一

非正規労働者の権利実現全国会議・札幌集会実行委員会

実行委員長 伊 藤 誠 一

連合北海道札幌地区連合会

会 長 井 上 歳 郎

全建総連 北海道建設労働組合連合会

執行委員長 松 島 磯 巳

全建総連 札幌建設労働組合

執行委員長 松 島 磯 巳

札幌地区労働組合総連合

議 長 赤 坂 正 信